

福島省エネ家電購入応援キャンペーンに関するQ & A

令和5年2月24日

No	質問	回答
1	エコキュートについて、こどもエコすまい支援事業（リフォーム）との併用は可能か。	同一製品について、国補助金と本事業の交付を併せて受けることはできません。
2	新築・リフォームに伴い、対象機器を設置する場合、キャンペーンの対象となるか。	新築・リフォームに係る契約の締結日が、2月27日以降であれば対象となります。
3	新築・リフォーム等により、LED照明器具を新たに導入する場合、設置前の写真はどのようなものを提出すればよいか。	新たにLED照明器具を導入する場合は、設置前の写真の代わりに、当該工事に係る契約書の画像を提出してください。 なお、この場合、契約日は2月27日以降である必要があります。
4	新築する際に対象製品を導入する場合、レシートや領収書の代わりとして提出書類は何になるか。また、新築工事の場合は3分割で支払いをしてもらうのだが、どの時点をもって対象製品の支払いが完了したと見なすのか。	新築工事に併せて対象製品を導入する場合、対象製品に係る工事の代金の支払いが完了したことを証する領収書等の画像を提出してください。 また、工事代金を分割して支払う場合でも、各支払いが何の代金の支払いについてものかを整理し、申請の際は対象製品についての支払いであることが分かる領収書を提出してください。
5	新築のLEDに関して、LEDを設置するまでに期間があいてしまうのですが、LEDの設置後の写真は必ず用意しないと申請は難しいでしょうか？	LED照明器具の申請を行う場合は、設置後の写真は必須となります。
6	買い替え前の照明器具を捨ててしまい、設置前の写真が撮れない場合、申請は可能か。	申請する照明設備に関する設置工事を行っている場合、当該工事の契約書等を代わりに御提出ください。 なお、買い替えの場合は、設置前の写真が必要であり、それが無い場合は申請できません。
7	エコキュートやエアコンの工事を行う場合、当該工事が完了した後に申請を行うべきか、また、商品のみ購入の場合は申請可能でしょうか？	申請には、製品の型番が明記された保証書の写しが必要となることから、基本的に設置工事が完了していなかったり、商品が手元に届いていなかったりする場合は、申請できません。
8	対象製品の注文日、設置日、代金の領収日が異なる場合、どのタイミングでキャンペーンチケットを配布すればよいか。	原則、対象製品の代金の支払いと同時にキャンペーンチケットを交付してください。 ただし、本キャンペーンの対象となるのは対象製品の購入日（注文日）が購入対象期間中である場合となります。
9	購入はキャンペーン期間中で設置の日時が期間外の場合はどうすればよいか。	その場合、ポイント等の申請をすることはできません（申請には、製品の型番が明記された保証書の写しが必要となるが、保証書は製品の納入時に購入者に交付されるため）。
10	配送時に代金を支払う場合、領収書等に代わる書類としては、何になるか。また、この場合キャンペーンチケットはどのタイミングで渡すべきか。	不正利用防止の観点から、キャンペーンチケットは各店舗から申請者に直接配布してください。また、配送時に代金を支払う場合であっても、店舗において対象製品に係る領収書を発行してください。

No	質問	回答
11	銀行振り込みの場合で、領収書が発行されない場合、領収書等に代わる書類としては、何になるか。	銀行振り込みの場合でも、ポイント等交付申請を行う場合は、店舗が発行した領収書等が必要です（店舗から領収書を発行してもらってください）。
12	年齢制限等はあるか。	年齢制限等はありませんが、申請者が支払い等が可能かどうか確認の上、店舗が責任をもってチケットの配布を行ってください。 なお、不正が発覚した場合、ポイント等の返金が必要となる場合がありますので、御注意ください。
13	自分の店舗で対象製品を購入（家事消費）した場合、ポイントの交付対象となるか。	御家庭で使用する場合は対象となります。
14	福島県民が対象商品を購入し、県外に設置する場合も対象となるか。	県内の自宅に設置する設備が対象となりますので、県外に設置することが明らかな場合は、対象外となります（キャンペーンチケットの配布を行わないでください）。
15	同一世帯内の異なる申請者がそれぞれ申請する場合、各申請者ごとに上限台数分申請することは可能か。	申請上限台数は個人単位で判断するため、各申請者が同一世帯の場合でも問題ありませんが、申請者本人が支払いを行っている必要があります。
16	郵送申請用紙に添付書類を貼り付ける場合、添付書類は一辺のみのテープ貼り付けでよいか。	一辺のみの貼り付けでも問題ありません。 ただし、接着力が弱く添付書類が剥がれてしまいそうな場合は二辺での貼り付け等をしていただくようお願いいたします。
17	郵送申請について、申請者から依頼があった場合、店舗から事務局に対して申請書等を郵送してもよいか。 また、複数の申請者に係る郵送申請用紙をまとめて送付してもよいか。	申請者本人の同意のもと、各店舗の責任により郵送してください。 また、郵送は申請者ごととし、申請者が異なる場合は、同一の封筒では郵送しないでください。
18	塩害仕様のエアコンで省エネラベル、省エネ性能の基準値は超えている商品があるが、対象製品検索一覧には載っていない場合、対象製品となるか。	資源エネルギー庁HPに掲載されていない製品は対象となりません。
19	量販店のオリジナル型番は本事業の対象となるか。	資源エネルギー庁HPに掲載されていない製品は対象となりません（資源エネルギー庁HPに掲載されていれば対象となります）。
20	レシート機能がない場合は請求書、領収書での申請は可能か。	レシートを交付しない場合は、領収書での申請が可能です。 また、支払いが完了していることを証する書類である必要があるため、請求書での申請はできません。
21	保証書に製品の型番の記載が無い場合、申請は可能か。	メーカー発行の保証書には対象製品の型番の記載が必須となります。
22	メーカー保証書に必ず店の社判は必要か。添付用レシートでも可能か。	メーカー発行保証書には対象製品の型番が記載されていれば問題ありません。 また、店舗で発行する保証書添付用レシートは、原則としてメーカー発行保証書の代わりにはなりません。

No	質問	回答
23	日立の冷蔵庫は保証書がないが、どうすればよいか。	メーカー指定の添付書類に製品の型番、店舗印等を記載し、対象製品の共通保証書と併せて1枚の写真に収めたものを提出してください。
24	ポイントが振り込まれた後に当該製品に関する返品があった場合、どのように対応すればよいか。	返品対応については各店舗に送付しているオペレーションマニュアルに記載のとおり御対応願います。また、キャンペーンチケットを配布した商品に関する返品が生じた場合、速やかにコールセンターまで御連絡いただくようお願いいたします。
25	WEB申請と郵送申請、また買い替えと新規購入では、ポイントの交換レートは変わるのか。	Web申請の場合に交付される「えらべるPay」を各種キャッシュレスポイントに交換する場合、交換するキャッシュレスポイントの種類ごとに交換レートが異なります。郵送申請の場合送付される商品券は、ポイント交付額分の商品券等となります。また、買い換えの場合と新規購入の場合とでポイント等の交付額・交換レートに違いはありません。
26	キャンペーンチケットに記載の二次元コードは、繰り返し使用する事は可能か。	キャンペーンチケットに記載の二次元コードは、各チケットごとに異なりますので、繰り返し使用することはできません。
27	各種POP等のデータを頂き、店舗規模に合わせてサイズをした掲載は可能か。	各種POPやチラシ等について、全体を拡大縮小したものを掲載をすることは可能です。ただし、切り抜き加工をして利用するのはご遠慮ください。なお、県HPに掲載している各バナー画像を加工していただくのは問題ありません。
28	キャンペーン終了時期が早まる場合は、それ以前にチケットの配布の停止の告知をする予定はあるか。	ポイント交付総額が一定額を上回った時点で、事務局から各店舗宛てに通知をお送りしますので、当該通知に記載のチケット配布終了日以降はチケットの配布を行わないようお願いいたします。なお、配布終了日以降に配布されたチケットに係る申請が行われた場合でも、ポイント等の交付は行いません。
29	告知キット及び申請チケットはいつ届くか。	申請内容に不備等がない場合、最短で申請日から二週間程度でツール発送を開始いたします。